

京都市告示第663号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
中邨邸	京都市下京区富小路通松原上ル恵美須屋町190番
山田邸	京都市東山区三条通古川町東入分木町76番
西田邸	京都市北区大宮南田尻町3番1

(都市計画局都市景観部景観政策課)